

その資産インドで納税しなくて大丈夫？

Black Money 対策法 (The Undisclosed Foreign Income and Assets 法) が施行され、インド共和国（以下、インド）通常の居住者がインド国外資産を確定申告書において開示しなかった場合の罰則が強化されました。2015年10月号使える!! インドの会計・財務の豆知識のコラムでも岩瀬先生に一筆頂きましたが、更にわかりやすく解説頂きました。

あなたはインド通常の居住者？インド非通常の居住者？

2014年4月1日から2015年3月31日課税年度version。

Business VISAにて訪印、かつ、日印租税条約短期滞在者免税条件を満たす方は除く。日本国籍、日本国からインドに駐在されている方を対象。

インド通常の居住者

- ① 2014年4月から2015年3月までのインド滞在が181日以上、かつ、2014年3月31日までの過去7年のインド滞在日数が730日以上の方
- ② 2014年4月から2015年3月までのインド滞在が60日以上、かつ、2014年3月31日までの過去4年のインド滞在日数が365日以上、また、2014年3月31日までの過去7年のインド滞在日数が730日以上の方

インド非通常の居住者または非居住者

- ①②の条件に合致しない方
- ①②の条件に合致するが、2004年4月から2014年3月まで9年は非居住者であった場合

インド通常の居住者の場合は、インド国外資産について下記の条件に合致する場合を除き確定申告書において特定の情報を開示が必要です（開示は従来も必要でした）。

- ① インド非居住者のステータスの際に取得した資産 かつ
- ② 2014年4月1日から2015年3月31日までに①の資産から所得が発生していない

インド通常の居住者が確定申告を怠ったり、確定申告においてインド国外資産を非開示、または所得を納税しなかった場合、**非開示のインド国外資産、所得に対して30%を課税**。さらにペナルティー額は課税額に300%、別途のペナルティーが100万ルピーに加え、**3ヶ月から10年の禁固刑**（インド国外銀行口座残高合計額が50万ルピー以下は免除）

インド通常の居住者の方は日本国銀行口座の利息額を含め、インド国内・日本国内・全ての国における全ての全世界所得に対してインドに納税する義務があります。

確定申告対象者

インドで働いているE-VISA取得者だけでなく、インド国内源泉所得が発生していないX-VISA等でインドに滞在されている家族もインド国外資産がある方は確定申告が必要な場合があります。

課税対象となるインド国外資産の一例



不動産：一戸建て・マンションなどを保有

確定申告の必要 ケースによる

課税対象：不動産を売却した譲渡所得・不動産賃貸借収入、地上権等の地代収入等

課税対象とならない：不動産を売却した譲渡損失・家族等が住んでいるため賃料収入が無い使用貸借

開示対象：譲渡所得が発生した不動産・賃貸借収入が発生した不動産・地上権等が設定されている不動産情報

インド通常の居住者がインド赴任前のインド非居住者のステータス期間に取得した不動産であり、かつ、2014年4月から2015年3月までに課税対象となる上記の譲渡所得・不動産所得が発生していない場合は確定申告書において開示は不要。

インド通常の居住者がインド赴任後に購入した不動産は、譲渡所得若しくは不動産所得が発生していない場合であっても確定申告書において開示が必要。



金融資産：株式売買・株主配当・FX等で得た利益

岩瀬先生からの回答

確定申告の必要 ケースによる

課税対象：株式・債権等の金融資産（NISA 含む）を売却した譲渡所得・株主や出資者からの配当所得・投資信託等からの分配の配当所得・FX や先物取引からの雑所得・満期保険金やお祝い金の一時所得

課税対象とならない：金融資産を売却した譲渡損失・FX や先物取引からの譲渡損失・売却していない株式、債権等、FX のポジション

開示対象：譲渡所得が発生した株式・債権等の金融資産（NISA 含む）・配当所得が発生した株式等・配当所得が発生した投資信託等・雑所得が発生した FX や先物取引・一時所得が発生した保険

銀行預金・国債・社債：日本国の銀行口座預金利息・国債等の公社債利子



外貨預金・日本の銀行口座預金の金利

岩瀬先生からの回答

確定申告の必要 **あり**

課税対象：日本国の銀行預金の利子所得・公社債の利子所得・公社債投資信託の収益の分配に関わる利子所得

課税対象とならない：なし

開示対象：利子所得が発生している日本国の銀行預金口座・利子所得が発生している公社債・収益の分配に関わる利子所得が発生している公社債投資信託

2015年2月に発表のあった予算案において強調されていたUFIA法も当初は全ての外国資産の開示が必要とされておりました。しかしながら紆余曲折あり最終的には上記の通りの資産開示に変更となっております。今後も変更されることが予測されるためどの範囲が必要であるかは注視が必要です。



情報提供先

Fair Consulting India Pvt.Ltd.

岩瀬雄一 公認会計士（日本） 税理士（日本）



インド駐在社員に対するUFIA法対策はお済ですか?
Fair Consulting India Pvt.Ltd. では、個人所得税申告・確定申告書作成・納税代行を行っております。

現法・駐在員事務所・支店設立 / 会社法・税務監査 / 法人税申告・納税代行 / 移転価格税制対応 / 各種間接税対応 / 記帳代行 / 各種ガバナンス対応 / M&A アドバイザリー

グルガオン No. 170A-170B, 1st Floor, Tower B, Spaze I-Tech Park, Sector 49, Sohna-Gurgaon Expressway, Gurgaon-122002, India

チエンナイ Door No.66 Kavya Tower 2nd Floor, Velachery Road, Little Mount, Saidapet, Chennai-India

バンガロール No805 A Wing, 8th Floor, Mittal Tower, M.G. Road, Bangalore-India

岩瀬携帯 +81-90-6669-3586 Mobile (Japan)

+91-99711-83945 Mobile (India)

mail: y.iwase@faircongrp.com

URL:<http://www.faircongrp.com/network.html>

Fair Consulting Group

東京オフィス 〒104-0045 東京都中央区築地4-1-12 ビュロー銀座1102号室

大阪オフィス 〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービスOSAKAオフィスタワー12

【その他拠点】香港/上海/蘇州/ハノイ/ホーチミン/シンガポール/台北/ジャカルタ/バンコク/クアラルンプール/マニラ/メキシコ